

2 主な用語の説明

○ 世帯

世帯とは、調査基準日現在、同一住居又は同一敷地内の別棟に居住しており、かつ、生計を共にしている人（世帯員）の集まり、又は独立して生計を営む単身者をいう。

○ 世帯員

世帯員とは、調査基準日現在、この世帯に住んでいる人のほか、一時的に不在の人も含める。例えば、旅行中、入院中（長期療養中で医療機関に住民登録を移している人を除く。）及び船員などのように、生活の本拠はこの世帯におきながら、就業等の場所のみを移動している人は世帯員に含める。

ただし、単身赴任者（出稼ぎ者及び長期海外出張者を含む。）、遊学中、別居中、収監中のように、その生活の本拠を他の地に移している人は、たとえ、日常生活上の経済関係がある場合でも世帯員には含めない。

○ 世帯類型

世帯を、その世帯員と世帯主との続柄により次のように分類した。

1 親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係がある世帯員のいる世帯
なお、その世帯に同居する非親族（営業使用人、家事使用人など）がいる場合もここに含まれる。

さらに、最も若い世代の夫婦とその他の世帯員との関係を基に次のように分類した。

(1) 核家族世帯

- ① 夫婦のみの世帯
- ② 夫婦と子からなる世帯
- ③ 男親と子からなる世帯
- ④ 女親と子からなる世帯

(2) その他の親族世帯

- ① 夫婦と両親からなる世帯
- ② 夫婦とひとり親からなる世帯
- ③ 夫婦、子と両親からなる世帯
- ④ 夫婦、子とひとり親からなる世帯
- ⑤ 夫婦と他の親族（親、子を含まない）からなる世帯
- ⑥ 夫婦、子と他の親族（親を含まない）からなる世帯
- ⑦ 夫婦、親と他の親族（子を含まない）からなる世帯
- ⑧ 夫婦、子、親と他の親族からなる世帯
- ⑨ 兄弟姉妹のみからなる世帯
- ⑩ 他に分類されない親族世帯

2 非親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある人がいない世帯

3 単独世帯

世帯人員が一人の世帯

○ 世帯類型（18歳未満の子供がいる世帯）

18歳未満の子供とその両親との同居状況により世帯を次のように分類した。

1 子供とその両親がいる世帯

(1) 子供とその両親のみの世帯

(2) その他・・・(1)にその他の親族が加わった世帯

2 ひとり親を含む世帯

(1) 母子を含む世帯

① 子供とその女親のみの世帯

死別、離別、その他の理由（未婚や単身赴任などによる別居等）により、現に配偶者がいない女親と18歳未満の子のみによって構成されている世帯

② その他

(1)の①に18歳以上の子又はその他の親族が加わった世帯

(2) 父子を含む世帯

① 子供とその男親のみの世帯

死別、離別、その他の理由（未婚や単身赴任などによる別居等）により、現に配偶者がいない男親と18歳未満の子のみによって構成されている世帯

② その他

(2)の①に18歳以上の子又はその他の親族が加わった世帯

3 子供の両親がいない世帯

4 子供がいない世帯

○ 世帯類型（65歳以上の高齢者がいる世帯）

65歳以上の高齢者のいる世帯の状況を次のように分類した。

1 高齢者のみの世帯

(1) ひとりぐらし高齢者世帯

(2) 高齢者夫婦のみの世帯

(3) その他の高齢者のみの世帯

2 高齢者がいる世帯

(1) 夫婦のみの世帯

(2) 高齢者と配偶者のない子の世帯

(3) 高齢者と配偶者のある子の世帯

(4) 高齢者と配偶者のない子と孫のいる世帯

(5) 高齢者と配偶者のある子と孫のいる世帯

(6) その他の世帯

3 高齢者がいない世帯

○ **世帯類型（高齢者・父子・母子世帯）**

世帯の状況を世帯員の世帯類型により次のように分類した。

1 高齢者世帯

65歳以上の人のみで構成するか、又はこれらに18歳未満の人が加わった世帯

2 母子世帯

死別、離別、その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に配偶者のいない18歳以上65歳未満の女親と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

3 父子世帯

死別、離別、その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に配偶者のいない18歳以上65歳未満の男親と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

4 その他世帯・・・上記1～3以外の世帯

○ **世帯類型（世代）**

次の分類による。

単身者

夫婦のみ

二世帯

三世帯

四世帯

兄弟姉妹のみ

その他

○ **住宅の種類**

住宅の種類は次のように分類した。

1 持家

(1) 持家（一戸建て）

世帯主又は世帯員名義の住宅で、1建物1住宅であるもの

(2) 持家（共同住宅）

分譲の民間共同住宅（マンション）や分譲の公社・公団住宅をいう。

2 借家・賃貸住宅等

(1) 民間賃貸住宅（一戸建て）

(2) 民間賃貸住宅（共同住宅）

(3) 都営・区市営の賃貸住宅や都市再生機構・公社などの公的賃貸住宅

都市再生機構、住宅供給公社などの賃貸住宅や都営・区営・市営の賃貸住宅をいう。

(4) 社宅・公務員住宅等の給与住宅

勤め先の会社・官公庁や雇主などが所有又は管理している住宅（独身寮を含む。）をいう。

3 高齢者向け住宅

シルバーピア、高齢者向けの優良な賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、ケアハウス、認知症高齢者グループホームなどをいう。

4 間借り・その他

○ 居住開始時期

現在の住居の住み始めた時期のことで、その場所での建て替えも継続して居住時期に含む。

○ 居住室数

居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室などの居住用の部屋をいう。

3畳以上のダイニングキッチンを含めるが、玄関、台所、便所、浴室、廊下、土間などは含めない。

○ 住宅の床面積

居住室数の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、便所、浴室、廊下、土間などを含めるが営業用の部分は除く。

○ 家賃・間代・地代

共益費、管理費は含めない。

○ 生計中心者

生計中心者とは、食費、住居費など世帯の生活を維持するのに必要な生活費を最も多く負担している人をいい、必ずしも世帯主とは限らない。

○ 世帯の年間収入額

その世帯の世帯全員の平成 27 年中に収入のあった総額。

収入には、賃金、給与、事業所得、家賃、地代や利子・配当金などの財産収入のほかに仕送り、年金・恩給、社会保障給付金などが含まれる（単身赴任者からの給料等の送金は仕送りに含める。）。

なお、賃金・給与は税金や社会保険料を控除する前の金額であり、事業所得は売上額から仕入額及び備品購入費等の必要経費を差し引いた後の金額である。

○ 世帯収入の種類

1 仕送り

仕送りには、単身赴任者を送り出している世帯などで、単身赴任をしている方の給与

振込口座から生活費等として毎月決まって引き出す場合も含む。また、現金だけでなく、品物によるものも含む。

2 その他の社会保障給付金・雇用保険

医療保険からの傷病手当金・出産手当金・休業手当金など、労働者災害補償保険法等による各種補償費、児童手当法等による各種手当をいう。また、「雇用保険」は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付等をいう。

○ 就労の形態

就業者の事業所における従業上の地位によって、次のように分類した。

1 雇用者

(1) 常雇の人

① 一般常雇者（1年以上の契約又は契約期間の定めのない雇用者）

会社員、公務員、団体職員、個人商店の従業員、住込みの家事手伝いなどで、雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年を超える期間を定めて他に雇われている人で役員ではない人をいう。

② 会社などの役員

会社の社長、取締役、監査役、団体などの理事（長）、幹事などの役員をいう。

(2) 臨時雇の人

1か月以上1年未満の雇用期間を定めて雇われている人をいう。

(3) 日雇いの人

日々又は雇用期間が1か月未満の契約で雇われている人をいう。

2 自営業

(1) 自営業主（雇入あり）

個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医、弁護士などで、雇い人がいる人をいう。

(2) 自営業主（雇入なし）

個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医、弁護士、著述家などで、個人または家族のみで事業を営んでいる人をいう。

(3) 家族従事者

農家や個人商店などで、農業や店の仕事を手伝っている家族をいう。

3 その他

○ 勤め先での呼称

1 正規の職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれている人をいう。

2 パート・アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人をいう。

3 労働者派遣事業所の派遣職員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいう。

4 契約社員・嘱託

契約社員については、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている人、雇用期間の定めのある人をいう。

嘱託については、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

○ 保育・教育の状況

1 認可保育所

公立（区市町村立）の保育所、私立の認可保育所（児童福祉法に基づいて都道府県知事の認可を受けている民間の保育所）に預けている場合をいう。

2 認証保育所

東京都独自の認証基準を満たし、東京都が認証した認可外保育施設。

3 認定こども園

幼稚園、保育園等のうち、①就学前の子供を保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育と保育を一体的に提供する機能 ②地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事の認定を受けた施設

4 認可外保育施設（ベビーホテルなど）

いわゆる無認可保育所、事業所内保育施設、ベビーホテル等に預けている場合をいう。

5 保育ママ

正式名称は家庭福祉員制度。地方自治体が実施する研修を受けた保育士や教員等の資格所有者らが、自宅で乳幼児を保育する。

○ 平成28年9月中の育児にかかった費用

保育費、医療費、家具・寝具などの費用、衣服費、衛生費、乳児にかかる費用及びその他（小遣い、おもちゃ代）の乳幼児にかかった費用の全てが入る（2人以上いる場合は合算）。ただし、飲食費、高熱水道費、住居費などは除外。

○ 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、身体障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として交付されている。

○ 愛の手帳

知的障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、都が独自に交付している。

○ 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証する手帳を交付することにより、手帳の交付を受けた人に対し各方面の協力を得て各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、交付されている。

○ 身体障害の種類

身体障害者手帳に記載されている障害の種類により、次の9種類に分類した。

- (1) 視覚障害
- (2) 聴覚障害
- (3) 平衡機能障害
- (4) 音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害
- (5) 肢体不自由（上肢）
- (6) 肢体不自由（下肢）
- (7) 肢体不自由（体幹）
- (8) 肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原性運動機能障害）
- (9) 内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害）

3 主な表記省略一覧

調査票① 世帯と世帯員の状況

設問番号	項目	本文中の表記	調査票の表記
問 26-5	介護等をして いる人の有無 (同居、別居、 事業者)	事業者	事業者 (ホームヘルパー等)

調査票② 福祉のまちづくり等に関する実態と意識

設問番号	項目	本文中の表記	調査票の表記
問 1	外出時の状況等	<p>視覚に障害があるため、外出の際、福祉器具や介助者が必要である（又は「視覚」）</p> <p>聴覚に障害があるため、外出の際、福祉器具や介助者が必要である（又は「聴覚」）</p> <p>肢体に障害があるため、外出の際、福祉器具や介助者が必要である（又は「肢体」）</p> <p>体の内部に障害があるため、外出の際、福祉器具や介助者が必要である（又は「内部」）</p> <p>その他の障害があるため、外出の際、何らかの機器や介助者が必要である（又は「その他」）</p> <p>何らかの理由があるために、外出の際、周囲の支援や理解が必要である（又は「何らかの理由」）</p> <p>乳幼児を連れて外出することがある</p> <p>妊娠している</p>	<p>①視覚に何らかの障害があるために、外出の際、視覚障害者用の杖などを利用したり、介助者を必要とすることがある</p> <p>②聴覚に何らかの障害があるために、外出の際、補聴器などを利用したり、介助者を必要とすることがある</p> <p>③肢体に何らかの障害があるために、外出の際、車いすや杖、歩行器、義肢などを利用したり、介助者を必要とすることがある</p> <p>④体の内部に何らかの障害があるために、外出の際、医療機器（ペースメーカーや携帯用ポンプなど）や車いす、杖などを利用したり、介助者を必要とすることがある</p> <p>⑤上記①～④以外の何らかの障害があるために、外出の際、何らかの機器や用具を利用したり、介助者を必要とすることがある</p> <p>⑥何らかの理由があるために、外出の際、周囲の支援や理解を必要とすることがある。</p> <p>現在、乳幼児を連れて外出することがある</p> <p>現在、妊娠している</p>

設問番号	項目	本文中の表記	調査票の表記
問 8	まちの中での情報提供	<p>絵で標示する</p> <p>大きい文字で標示する</p> <p>視覚障害者・色弱者が、混同しやすい色の組み合わせを避け、絵や文字などを併用し標示する</p> <p>必要な情報が伝わりやすいように整理する</p> <p>複数の言語で表記する</p> <p>わかりやすい場所に設置する</p> <p>数を増やす</p> <p>内容を頻繁に更新するなど、常に新しい情報を標示する</p>	<p>案内標示などを絵で標示する</p> <p>案内標示等を大きい文字で標示する</p> <p>案内標示などで、視覚障害者・色弱者が、混同しやすい色の組み合わせを避け、絵や文字などを併用し標示する</p> <p>現在の案内標示などに説明を加えたり、余分な説明を削除するなど、必要な情報が伝わりやすいように整理する</p> <p>案内標示などを複数の言語で表記する</p> <p>案内標示などをわかりやすい場所に設置する</p> <p>案内標示などの数を増やす</p> <p>案内標示などの内容を頻繁に更新するなど、常に新しい情報を標示する</p>

設問番号	項目	本文中の表記	調査票の表記
問 11-1 問 12-1 問 13-1 問 14-1	建築物の整備	<p>道路から建物の出入口までの通路</p> <p>建物の出入口</p> <p>建物内の通路</p> <p>階段</p> <p>エレベーター、エスカレーター</p> <p>だれもが使いやすいトイレ</p> <p>授乳とおむつ交換ができる場所</p> <p>案内標示や視覚障害者誘導用（点字）ブロック</p> <p>障害者用の駐車スペース</p>	<p>道路から建物の出入口に至るまでの通路の整備（段差をなくす、幅を広げる）</p> <p>建物の出入口の整備（段差をなくす、幅を広げる、自動ドアを設置するなど）</p> <p>建物内の通路の整備（段差をなくす、幅を広げるなど）</p> <p>階段の整備（手すりを設置する、床に滑り止めをつけるなど）</p> <p>だれもが利用しやすいエレベーターや、エスカレーターの整備</p> <p>車いすの方や乳幼児を連れた方など、だれもが使いやすいトイレの整備</p> <p>授乳とおむつ交換ができる場所の整備</p> <p>わかりやすい案内標示や、視覚障害者誘導用（点字）ブロックの整備</p> <p>車いすの方などに配慮した、障害者用の駐車スペースの整備</p>

設問番号	項目	本文中の表記	調査票の表記
問 16	福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要があるもの	<p>公共交通施設や公共交通機関の整備</p> <p>建物内の整備(多くの人が利用する建物の出入口を自動ドアにする、通路幅を広げる、段差解消など)</p> <p>道路の整備(車道と歩道の分離、自転車専用レーンの設置、音響式信号機の設置など)</p> <p>高齢者や障害者の社会参加を支える仕組みづくり</p> <p>災害時における要配慮者の安全対策</p> <p>わかりやすく利用しやすい情報提供の充実</p> <p>「福祉のまちづくり」の普及・啓発の充実</p> <p>当事者の意見を反映するための仕組みづくり</p> <p>学校におけるユニバーサルデザイン教育等の推進</p>	<p>公共交通施設や公共交通機関の整備(駅のエレベーター設置、ホームドアの整備、ノンステップバスの整備など)</p> <p>建物内の整備(スーパーや飲食店など、多くの人が利用する建物の出入口を自動ドアにする、通路幅を広げる、段差解消など)</p> <p>道路の整備(車道と歩道の分離、歩道の幅を広げたり段差を少なくする、自転車専用レーンの設置、音響式信号機の設置など)</p> <p>高齢者や障害者の社会参加を支える仕組みづくり(点字・音声による刊行物の配布、手話通訳者の配置、ヘルプマークの推進、地域の防犯活動など)</p> <p>災害時における要配慮者の安全対策(避難誘導・案内標示の整備、避難場所の確保、食料など必需品の準備)</p> <p>わかりやすく利用しやすい情報提供の充実(案内標示等の設置、音声や携帯端末を利用した情報提供など)</p> <p>「福祉のまちづくり」の普及・啓発の充実(車いす使用者等にも使いやすいトイレ及び駐車スペース等の適正利用、障害者等の理解促進を目的としたパンフレット作成やシンポジウムの実施、福祉のまちづくり功労者の表彰制度など)</p> <p>当事者の意見を反映するための仕組みづくり(都民・事業者・行政による情報交換の場の設定など)</p> <p>学校におけるユニバーサルデザイン教育等の推進(だれもが平等で多様性を持つ存在であることを理解する教育)</p>

設問番号	項目	本文中の表記	調査票の表記
問 21	障害者差別 解消法の認 知度	<p>不当な差別的取扱いの禁止</p> <p>合理的配慮の提供</p> <p>行政機関による住民等への普及・啓発活動</p>	<p>事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること等が禁止されている</p> <p>事業者は、負担が重すぎない範囲で、障害の特性に応じたサービスを提供するよう努めなければならない</p> <p>行政機関等は、障害者差別解消法の趣旨や内容を周知し、障害に関する理解の促進を図るため、住民等への普及・啓発活動に取り組む必要がある</p>
問 26	1 年間に行った活動の状況と今後の活動意向	<p>役員・事務局活動</p> <p>地域行事を支援する活動</p>	<p>自治会、町内会、老人クラブ、NPO 団体などの役員・事務局活動</p> <p>地域行事（地域の催し物の運営、祭りの世話役など）を支援する活動</p>

4 東京都福祉保健基礎調査の実施状況（過去10年間）

年度	調査名	調査基準日	調査対象・客体数	調査事項
18	都民の生活実態と意識	H18.11.11	世帯 6,000世帯 世帯員 9,828人	1 世帯と世帯員の状況 (1) 世帯の状況 世帯の構成、住居の状況 経済の状況 (2) 世帯員の状況 傷病の状況、手帳の所持 状況、就業の状況、医療保 険の加入状況、介助の状況 2 社会福祉に関する意識 (1) 食育、運動、健診について (2) ストレス、悩みについて (3) 児童・高齢者虐待 (4) 障害者への支援策 (5) 地域社会のあり方 (6) 福祉サービスへの民間参入 のあり方など (7) 所得のあり方など
19	東京の子どもと家庭	H19.10.27	小学生までの子どもを 養育する世帯 4,800世帯 20歳未満の子どもを養育 するひとり親世帯 1,200世帯	1 世帯と世帯員の状況 (1) 調査世帯の概況等 (2) 就学前の子どもがいる世帯 (3) 小学生の子どもがいる世帯 2 20歳未満の子どもを養育 するひとり親世帯の状況 3 子育てに関する実態と意識 (1) 就労について (2) 育児休業制度 (3) 子どもの看護休暇制度 (4) 子育てに関して感じること (5) 地域における子育て (6) 家族のコミュニケーション 夫婦の家事・育児分担など (7) 施設入所 7 地域生活と社会参加など
20	障害者の生活実態	H20.10.15	身体障害者 4,000人 知的障害者 1,200人 精神障害者 800人	1 対象者の概況 2 障害の状況、健康医療 3 日常生活の状況 4 就労の状況 5 障害者自立支援法による 障害福祉サービス等 6 施設入所 7 地域生活と社会参加など
21	都民の健康と医療に関 する実態と意識	H21.10.14	世帯 6,000世帯 世帯員 7,837人	1 世帯と世帯員の状況 (1) 世帯の構成 (2) 就業の状況 (3) 医療機関の受診状況 (4) 住居の種類 (5) 世帯の年収額 2 健康と医療に関する意識 (1) 食生活、運動など生活習慣 (2) 健診・がん検診などの受診 状況 (3) 医療情報について (4) がん医療・在宅医療・リハ ビリテーション医療 (5) 保健医療関連施策の認知度
22	高齢者の生活実態	H22.10.13	65歳以上の在宅の高齢者 6,000人	1 調査対象者の概況 2 健康状態について 3 医療について 4 介護保険制度について 5 認知症について 6 住まいについて 7 コミュニケーションについて 8 不安や悩み事について 9 社会参加について 10 就労について 11 経済状況について 12 行政への要望について
23	都民の生活実態と意識 (福祉のまちづくり)	H23.10.11	世帯 6,000世帯 世帯員 9,481人	1 世帯と世帯員の状況 (1) 世帯の状況 世帯の構成、住居の状況、 経済の状況 (2) 世帯員の状況 保育・教育の状況、手帳の 所持状況、就業の状況、手助 け・見守りの状況 2 福祉のまちづくりに関する意識 (1) ユニバーサルデザインについて (2) 住まい・外出先のバリアフリー の状況について (3) 子育て支援・児童虐待について (4) ワークライフバランスについて (5) 障害者支援について (6) 地域福祉について
24	東京の子供と家庭	H24.10.17	小学生までの子供を 養育する世帯 4,800世帯 20歳未満の子供を養育 するひとり親世帯 1,200世帯	1 世帯と世帯員の状況 (1) 調査世帯の概況等 (2) 就学前の子供がいる世帯 (3) 小学生の子供がいる世帯 2 20歳未満の子供を養育 するひとり親世帯の状況 3 子育てに関する実態と意識 (1) 就労について (2) 公的機関の利用 (3) 育児休業制度 (4) 子供の看護休暇制度 (5) 子育てに関して感じること (6) 地域における子育て (7) 家族のコミュニケーション (8) 夫婦の家事・育児分担 (9) 東京の子供・子育て支援について
25	障害者の生活実態	H25.10.16	身体障害者 4,000人 知的障害者 1,200人 精神障害者 800人 難病患者 1,200人	1 対象者の概況 2 障害の状況、健康医療 3 日常生活の状況 4 就労の状況 5 障害者総合支援法による 障害福祉サービス等 6 施設入所 7 地域生活と社会参加など 8 災害関係
26	都民の健康と医療に関 する実態と意識	H26.10.15	世帯 6,000世帯 世帯員 6,931人	1 世帯と世帯員の状況 (1) 基本的属性 (2) 就業の状況 (3) 医療機関の受診状況 (4) 住居の種類 (5) 世帯の年収額 など 2 健康と医療に関する意識 (1) 食生活、運動など生活習慣 (2) 健診・がん検診・肝炎ウイルス 検診などの受診状況 (3) 医療情報について (4) がん医療・在宅医療・リハ ビリテーション医療について (5) 都の保健医療関連施策の認知度 など
27	高齢者の生活実態	H27.10.14	65歳以上の在宅の高齢者 6,000人	1 基本事項 2 健康状態について 3 医療について 4 介護サービス等について 5 認知症について 6 住まいについて 7 コミュニケーションについて 8 不安や悩み事について 9 社会参加について 10 就労について 11 経済状況について 12 行政への要望について